

議決第 1 号

議案第 45 号 令和 8 年度基山町一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議

令和 8 年第 3 回基山町議会定例会において 9 月 1 日に上程された議案第 45 号は本日原案どおり可決した。

当該予算のうち、10 款 5 項 1 目 18 節 国スポレガシー事業補助金 1,200 千円について、本町は佐賀県及び支援企業等と連携して、卓球を主体とした一般社団法人の設立を準備している。設立並びに、これに伴う支援事業の推進にあたっては、将来的な事業の持続可能性や、公金の使途に対する町民の懸念や不信感を払拭することが極めて重要である。よって、事業の推進にあたり、次の各事項を厳格に尊重し、誠実に履行することを求め、附帯決議とする。

1 明確な将来設計及び中長期計画の策定と報告

一般社団法人の設立後、自立運営に向けたロードマップ（収支計画・数値目標等）が法人により策定されたとき、議会への報告とともに町民へホームページ等で説明すること。また、計画の達成が困難と法人が判断した時や、法人から事業の見直しや撤退を報告されたときは、町として適切な対応をとり議会へ報告すること。

2 財政支援および人員派遣の適正化

法人設立後の公的助成及び町職員等の人員派遣については、最小限に収め、公金に過度に依存しない民間運営としての自立性を確保するため、明確な支援期間及び支援の上限額を提示すること。

3 丁寧な町民説明と透明性の確保

本事業の目的、公金投入の対価として得られる地域還元（健康増進、子どもたちのスポーツの機会確保、中学校部活動指導等）の具体的な効果について、町民に向けた説明や広報を通じた周知活動により、法人活動に対し理解と共感を得られるよう町は法人と連携すること。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 11 日

基山町議会